市町村コード 0 5 2 1 0 8 秋田県			第二十二号の四様式	市町村コード 0 5 2 1 0 8 秋田県				第二十二号の四様式		市町村コー 0 5 2 1 0 秋田児	8							第二十二号の四様式
由利本荘市 法人	法人市民税領収書 ② 第二				由利本莊市 法人市民税納付書 ②					由利本荘	市	ì	法人市	民税領	収済	通知	書(公 第 片
口座番号	加	入 者		口座	番号	加	入	者			座番	号		加	入		者	
02280-4-960390 秋田県由利本荘市会計管理者			理者	02280-4-960390 秋田県由利本荘市会計管理者						02280) 秋	秋田県由利本荘市会計管理者						
(所在地及び法人名)				(所在地及び沿	5人名)					(所在地及	び法人	名)	1					
			様_					様_										様
年度 ※ 処 :	理 事 項	管 理 番		年 度	※ 処 理	車 項	管理	里番号		年 度	*	処	理	事 項	\top	管 Ŧ	里 番	号
事業年度又は連結事	業年度 申 ま中予確修 で間定定正	告区 を更決 そん	分)	事業年度	IIIIII 又は連結事業 から			区 分		事業を	丰度又 (さ連結 か ら	 事業年 • •			告決定他	区 (分
法人税割額 01	十 億 千 百 十	万 千 百 百 百 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	十一円	法人税割額		十 億 千 百	十 万 千	百 十 円		法人税	割額	01	手 传	意 千 百	+	万 千	百	十 円
均等割額 02				均等割額	1 02					均等智	引額	02						
延 滞 金 03				延滞金	: 03					延滞	金	03						1
督促手数料 04				督促手数料	ł 04					督促手	数料	04						
合 計 額 05				合計額	05						額	05						
新期限 年 上記のとおり領収しました。(納税者保 ○この納付書は、3枚1組となっていま 枚とも同様の内容を記入して提出して 納付目から本市の納付確認まで数日かで、納税証明書等お急ぎの場合は、書を申請の際に提示してください。	管) 収 けので、3 Fさい。 日			納期限 日計 ——	年 月付します。(金融機関	日 領 口 日 付 日 付 印 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				納期限 指定金融機関名 (取りまとめ店) 取りまとめ局	秋日 協	年日しんせ同組を野金事	### 月 せい農業 合本店 務センター 本荘市保管	日 付			The state of the s	

提出不要

法人市民税の納付について (延滞金の計算方法)

1. 納期限までに納付されない場合

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ税額の年14.6% (納期限の翌日から1ヶ月以内の期間については7.3%)の割合を乗じて 計算した延滞金を加算し、納付しなければなりません。また、納期限ま で納付しないため督促状を発した日から起算して10日を経過した日ま でにこの税金を納付しない場合は、滞納処分を受けることになります。

2. 修正申告にかかる納付

確定申告書にかかる納期限の翌日から1年を経過するまでの日数と修 正申告書を提出した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ 年7.3%(修正申告にかかる提出期限の翌日から1ヶ月を経過する日後 納付の目までは年14.6%)の延滞金を加算して納めて下さい。

3. 更正・決定にかかる納付

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年7.3%(指定納期限の翌 日から1ヶ月を経過する日後納付の日までは14.6%)の割合で計算した 延滞金を加算して納めて下さい。

尚、この更正が法人税の修正申告又は更正・決定に基づく場合で、修正 申告書を提出した日又は更正・決定の通知のあった日が、確定申告書を 提出した目(提出期限内に提出した時には提出期限)の翌日から1年を経 過する日後である時は、当該1年を経過する日の翌日から修正申告書を 提出した日又は更正・決定の通知があった日までの期間は、延滞金の計 算期間から除きます。

※ 各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合の割合

年 14.6%の割合 → 特例基準割合+7.3%

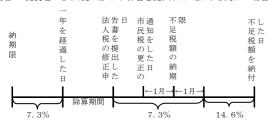
年 7.3%の割合 → 特例基準割合+1%

特例基準割合=国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利

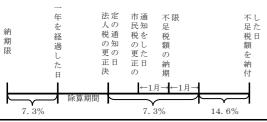
(各年の前々年10月から前年9月まで)

の平均+1%

例① 税務署へ法人税の修正申告書を提出したことによる更正の場合



例② 税務署の法人税の更生・決定を受けたことによる更正の場合



- ○税額が2,000円未満の場合は延滞金は納付する必要はありません。
- ○税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて計算して下さい。
- (例税額15,400円→15,000円)。
- ○延滞金の額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて下さい。
- (例 延滞金4,995円→4,900円)。
- ○延滞金の金額が1000円未満の場合は納付する必要はありません。